

秋田発電・工業用水道事務所

絶縁保護具及び安全用具点検業務委託

06-DA-A6

仕 様 書

令和6年度

秋田県秋田発電・工業用水道事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則	P3
2 諸法令の遵守	P3
3 提出書類	P3
4 保 証	P3

第2章 委 託

1 委託概要	P4
2 委託場所	P4
3 委託期間	P4
4 委託内容	P4
5 そ の 他	P4

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県秋田発電・工業用水道事務所絶縁保護具及び安全用具点検業務委託06-D A-A 6に適用する。
- (2) この仕様書は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部建築保全業務共通仕様書 令和5年度版」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務にあたり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については「国土交通省大臣官房官庁営繕部建築保全業務共通仕様書 令和5年度版」によるが、様式は「秋田県委託業務共通仕様書」様式集を準用するものとする。そのほかについては、以下による。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 業務着手届	(契約締結後15日以内)	1部
(2) 業務工程表	(契約締結後10日以内)	1部
(3) 業務計画書	(契約締結後14日以内)	1部
(4) 業務打合せ・協議記録簿	(必要のつど)	1部
(5) 点検報告書	(点検実施後速やかに)	1部
(6) 点検写真	(点検実施後速やかに)	1部
(7) 業務完了届	(業務完了後速やかに)	1部
(電子納品については、監督職員との協議による)		
(8) その他必要なもの	(必要のつど)	必要部数

※ 提出書類の様式について、「調査員」を「施設管理担当者」、「管理技術者」を「業務責任者」と置き換えるものとする。提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

4 保 証

委託終了後において仕様を満足しないなど、不備又は不具合が認められた場合は、受注者の負担において直ちに再実施を行うこと。

また、これらの原因により当県の営業又は資産等に何らかの損害を与えた場合であって、当県が補償を要求した場合は、無条件でこれに応じなければならない。

第2章 委 託

1 委託概要

この委託は、労働安全衛生規則第351条により秋田発電・工業用水道事務所所有の絶縁保護具及び安全用具を点検するものである。

2 委託場所

秋田発電・工業用水道事務所 秋田市仁井田字新中島地内
皆瀬発電所 湯沢市皆瀬字真坂地内

3 委託期間

契約日～令和7年1月31日

4 委託内容

(1) 点検項目

- ア 外観点検
- イ 耐電圧試験
- ウ 検電器動作電圧確認試験

(2) 点検回数

点検は、年2回（上期：着手日～6月下旬・下期：12月中）に実施するものとする。
ただし、除雪操作棒の点検回数は1回とし、下期点検時に実施すること。
点検場所、用具の種類および個数については下記表1のとおりとする。

表1. 点検対象用具数量一覧

点検場所 点検用具	秋田発電・工業用水 道事務所	皆瀬発電所	合 計
保安帽	49個	—	49個
高圧ゴム手袋	10双	4双	14双
高圧ゴム長靴	10足	4足	14足
6.6kV用DS棒	5本	4本	9本
66kV用DS棒	6本	3本	9本
6.6kV用検電器	7台	2台	9台
66kV用検電器	2台	2台	4台
活線端子操作棒	—	2本	2本
75kV間隔測定棹	1本	—	1本
除雪操作棒	2本	5本	7本

5 その他

点検中は、十分な安全を考慮し、かつ労働安全に関する諸法令を遵守し、人身事故等の防止に努めること。